

Ⅲ 地域福祉活動計画の基本理念・基本目標・共通指針（体系図）

社会福祉協議会をはじめとする奈良市の地域福祉推進を担う各種の関係機関・団体および住民のみなさんで共有する部分です。

基本理念

あいでつながるわたしたちのまち奈良

「であい」「ふれあい」「みとめあい」「ささえあい」…。わたしたちのくらしの中には、人と人、人と地域を結ぶ架け橋として様々な「あい」があります。

わたしたちは、これらの「あい」を地域福祉活動の大切な要素としてとらえ、ともに育み広げていくことで、だれもが安心してくらす『福祉のまちづくり』を目指していきたくと考えています。

また、この奈良市のイメージは、以下の3つの理念が土台になって形づくられると考えます。これらはいずれも地域福祉活動の原動力となる考えであり、地域福祉活動を通じてこれらの理念がさらに広く深く地域社会に浸透することが期待されます。

◎基本的人権の尊重

住民ひとりひとりが、同じ人間として、生きることの尊厳を守り、高めることができるまち。

◎ノーマライゼーション^(注)の実現

障がいの有無や世代などの違いを越え、だれもが社会の一員として互いに認めあい、様々な機会を通じて社会に参加できるまち。

◎住民自治の推進

すべての住民が、くらしをつつむ地域の大切さを実感し、力をあわせて築き育てる住民自治のまち。

基本理念を具体化するに
はどうすればよいのか？

地域福祉活動をどのよう
に推進すればよいのか？

(注)ノーマライゼーションとは、障がいなどの有無に関わらず、すべての人が住み慣れた地域の中であらゆる社会の営みに平等に参加しながらくらす社会こそ「正常」とする考えであり、北欧における知的障がい者の親による運動が発端となってこの考えが世界に広まった。わが国では「完全参加と平等」をテーマに掲げた国連の「国際障害者年」(1981年)以来この言葉が普及し始め、今日では障がい分野のみならず社会福祉全般の重要な理念となっている。

基本目標

◎「ひと」づくり

地域福祉を推進する主体性

くらしや地域の課題を見つめる
アイ
視点(eye)を育み、住民主体の地
域福祉活動を進めます。

～「わたし発」から始まる福祉
住民みんなが主役～

◎「ネットワーク」づくり

交流と連携

住民ひとりひとりが認めあい、
心と心が響きあう交流の輪を広げ
ます。

～豊かなコミュニケーションで
つながるわたしのまち～

◎「まち」づくり

くらしを支えあう活動・サービス

お互いに支えあい、健やかで安心
してくらせる福祉のまちづくりをす
すめます。

～歴史・文化・人を育み
あす
未来へつづくまちづくり～

基本目標以下は基本理念を具体
化し、地域福祉を推進するための
視点・方向性を示したものです

共通指針

1. 住民の福祉への理解と参加の促進

住民の福祉への理解と関心を高め、
住民だれもが、様々な福祉活動への自
発的な参加を通じて積極的にまちづく
りに関わられるようにします！

2. 主体性を高めるための住民組織づくり

住民だれもが地域の中で気軽に集い、
共通の課題や関心を通じた仲間(組織)
づくりによって、積極的にまちづく
りに関わられるようにします！

3. 身近なくらしの情報ネットワークづくり

住民だれもが保健・福祉などのく
らしに必要な情報に身近に接するこ
とができるように、住民相互の情報交換
を活発にします！

4. 各種機関・団体のネットワーク化

生活問題をかかえた住民が、いち早
くその問題を解決できるように、各種
機関・団体のネットワークの強化と地
域の実態把握につとめます！

5. 小地域での住民福祉活動の促進

安心できるくらしのために、社会的
孤立の防止・社会参加促進・健康増進・
介護予防などを目的とした、身近な地
域での住民福祉活動を促進します！

6. 保健・福祉サービスの充実

介護保険サービスをはじめ、きめ細
かで質の高い保健・福祉サービスの拡
充と、住民が気軽にサービスを利用で
きる仕組みづくりに取り組みます！

7. 地域福祉推進のための基盤づくり

上記1～6の共通指針に沿った取り組
みを円滑に進めるために、地域福祉活
動の基盤整備につとめます！

市社協・地区社協が共有する基本計画（体系図）

1. 住民の福祉への理解と参加の促進

- ①住民の福祉に対する意識の高揚
- ②地域や学校における福祉教育の推進
- ③地域福祉活動を支える人材・ボランティアの育成
- ④地域福祉活動に取り組む団体およびボランティアグループの活動促進
- ⑤ボランティアの場づくりとコーディネート機能の充実

2. 主体性を高めるための住民組織づくり


- ①当事者団体の組織化
- ②当事者団体の活動促進
- ③当事者団体相互および地区や各種関係機関・団体との協力・連携体制づくり

5. 小地域での住民福祉活動の促進

- ①住民の社会的孤立の防止、社会参加促進、健康増進、介護予防などを目的とする住民交流・住民活動（小地域福祉活動）の促進
- ②住民座談会の定期的な実施
- ③活動促進のためのモデル地区の設定

6. 保健・福祉サービスの充実

- ①各種機関・団体との連携による新たな民間福祉活動・サービスの開発
- ②保健・福祉サービスの利用援助活動の強化
- ③社会福祉協議会が実施・運営するサービスの向上
- ④行政への提言活動の促進

体系図中の  は共通指針です。この「基本計画」は、7つの共通指針を具体化するために求められる社会福祉協議会の基本的な方向性が各指針に沿って示されています(市社協・地区社協共有)。なお、「基本計画の着実な遂行」に関する項目は、新たに8番目の柱としています。

3. 身近な暮らしの情報ネットワークづくり

- ①地域福祉活動のPR強化
- ②社会資源・バリアフリー情報の提供
- ③身近な地域で保健・福祉サービス情報を提供できる体制づくり

4. 各種機関・団体のネットワーク化

- ①各種機関・団体との日常的な連携づくり
- ②地域の実態調査活動の推進
- ③住民の相談に総合的に対応できる体制づくり
- ④生活問題の解決に向けた協議の場づくり

7. 地域福祉推進のための基盤づくり

- ①地区社会福祉協議会の基盤強化
- ②奈良市社会福祉協議会の基盤強化

8. 基本計画の着実な遂行のための計画

- ①地域福祉活動計画の普及・PR
- ②市および地区別の実施計画の策定
- ③地域福祉活動計画の進捗管理
- ④第2次地域福祉活動計画の策定